大阪市告示第1469号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第５条第２項の規定により読み替えられた同条例第４条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第５条第２項の規定により読み替えられた同条例第４条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立修道館	令和８年11月７日（土）	午前９時から 午後７時まで
	令和８年11月14日（土）	
	令和８年11月21日（土）	
	令和８年11月28日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）